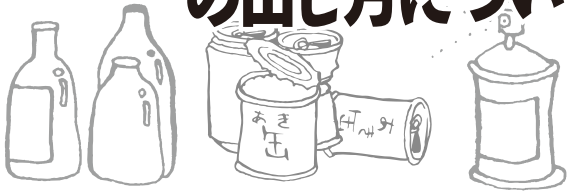


# 「ガラスビン」・「スプレー缶」 の出し方について



キャップが付いたままの「ガラスビン」は、リサイクルすることができません。また、ガスが残ったままのスプレー缶などをそのまま不燃ごみに出すと大変危険です。「ガラスビン」、「スプレー缶」を出す場合は次のことにご協力ください。

- ガラスビンはキャップを取ってから資源ごみへ
  - スプレー缶・卓上カセットガスボンベ、ライターは中身を使い切り、穴を開けてから不燃ごみへ
- 詳しくは、ごみカレンダーをご覧ください。

問合せ 秩父広域市町村圏組合業務課 ☎23-2489  
町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232

# 本人通知制度

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人以外の方が取得したとき、本人に知らせる制度です。本人に知らせることで、第三者による不正取得を防止することを目的としています。

知らせを受けるには事前登録が必要です。登録を希望される方は、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちのうえ、町民生活課へお越しください。

## 登録できる方

皆野町に住民登録されている、または本籍がある方  
登録の有効期間

3年間（継続を希望される場合は更新が必要です）

## 本人への通知内容

- ①交付年月日
- ②交付した証明書の種類・通数
- ③交付請求者の種別（代理人・第三者）

問合せ 町民生活課戸籍住民担当 ☎62-1232

# 農振農用地区域

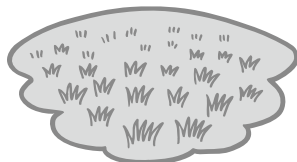
## 除外申請の受付

農業振興地域内の農用地区域除外申請を受け付けます。事業計画が定まり、希望される方は7月1日（金）から15日（金）までに申請してください。

## 除外がやむをえず認められる要件

1. 農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること。
2. 農用地の集団化、作業の効率化など、土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 農地改良事業などを行った区域内の土地に該当する場合は、事業実施後8年を経過している土地であること。

上記すべてを満たしていないと原則として除外は認められません。自己所有地で農振農用地区域以外の土地はないか、十分検討したうえで申請をしてください。



問合せ 農業委員会（産業観光課内） ☎62-1462



# 肺炎球菌ワクチン 予防接種費用の助成の お知らせ

現在、肺炎は日本人の死因の第4位です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌によるものとされています。この肺炎球菌による肺炎の予防にこのワクチンは大きな効果があり、1回の接種で免疫効果は5年以上続くといわれています。

このワクチンはすべての肺炎を予防することはできませんが、肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

肺炎球菌予防接種は個人予防目的のために行うものです。対象者はご自分の意思と責任で接種を受けるようにしてください。

対象者 次の①②すべてに該当する方

- ①皆野町に在住の75歳以上の方
- ②5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない方

助成額 2,000円（自己負担4,500円）

接種期間 平成24年3月31日まで

接種方法 肺炎球菌予防接種指定医療機関で、体調の良い日に接種を受けます。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233